

平成20年4月1日から

「後期高齢者医療制度」

が始まりました。

対象者

75歳以上の方、65歳から74歳までの一定の障がいのある方

保険料の徴収方法

75歳以上の方で金額が年額18万円以上の方
 ・年金から天引き
 ・4月上旬に保険料に関する通知を送付します。
 （仮徴収額決定通知書、特別徴収開始通知書）

年金額が年額18万円未満の方
 介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える方
 75歳未満の方
 ・納付書
 ・口座振替
 6月に、保険料に関する通知を送付します。
 （保険料額決定通知書、保険料納入通知書）

被用者保険（社会保険・共済等）の被扶養者だった方には特別措置があります。

後期高齢者医療制度に入する直前に被用者保険（社会保険・共済等）の被扶養者であった方については、制度加入から2年間、保険料の軽減措置があります。

平成20年度においては、次の特別措置が講じられません。

平成20年4月から9月までは保険料負担を凍結します。（保険料は徴収されません。）
 ・平成20年10月から平成21年3月までは、保険料を9割軽減します。
 原則として、10月から年金より徴収されます。
 制度施行直前に国保から被用者保険（社会保険・共済等）の被扶養者となった方

・本来、平成20年4月から9月までは保険料は徴収されませんが、事務処理の都合により、平成20年4月から保険料が年金から徴収されることとなります。その場合、被用者保険の被扶養者と確認次第、年金による徴収を中止し、既に徴収した保険料のうち平成20年度中に納めていただく保険料額を超えた額について還付させていただきます。

問合せ先

佐賀県後期高齢者医療広域連合
 電話0952(64)8476
<http://www.saga-kouiki.jp/>
 くらし部健康課国保年金係
 電話(23)9135
 山内支所 国保年金係
 電話(45)2906
 北方支所 国保年金係
 電話(36)6020

平成20年4月1日から

乳幼児医療費助成制度を拡大します

制度拡大の対象

満3歳（誕生日の翌月）～小学校就学前の乳幼児

平成20年4月1日から	平成20年3月31日まで
<ul style="list-style-type: none"> 歯科医療費の全額助成 入院医療費の自己負担額の1/2を助成 次の所有者に対し通院医療費の自己負担額の1/2を助成 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 障害福祉サービス受給者証 	<ul style="list-style-type: none"> 歯科医療費の全額助成 入院医療費の自己負担額の1/2を助成

保険診療対象外のもの及び食事療養費は助成の対象になりません。
 重度心身障害者の医療費又はひとり親家庭等の医療費の助成の適用を受けた場合は、乳幼児医療費助成制

度の適用は受けられません。

申請に必要なもの

・乳幼児医療費助成申請書（本庁、各支所にあります）
 ・保護者名義の口座番号（郵便局は除く）
 ・健康保険証 ・印鑑
 高額療養費に該当している場合

・ご加入の健康保険（社会保険など）からの高額療養費の支給決定通知書
 通院医療費を申請する場合

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証

申請の方法

医療機関で申請書に1ヵ月にかかった医療費負担額の証明を受けてください。
 審査後、指定の口座へ振り込みます。

申請・問合せ先

こども部支援課家庭支援係
 電話(23)9216
 山内支所くらし課福祉健康係
 電話(45)2906
 北方支所くらし課福祉健康係
 電話(36)6020